

日本キックボクシング選手協会は、本日、株式会社文藝春秋に対し、次のとおりの申入れを行いました。

マスコミ各社の皆様におかれましては、事件の報道に際し、誤解を生じさせることのないようにご配慮いただくことをお願いいたします。

今回の犯行において犠牲となった被害者の方のご冥福を深くお祈りいたします。

日本キックボクシング選手協会

---

## 週刊文春 8月3日号の記事について

平成29年7月27日

株式会社文藝春秋

代表取締役社長 松井清人 殿

日本キックボクシング選手協会 (<http://forkickboxer.com/>)

代 表 佐藤嘉洋

顧問弁護士 内田和利

同 水口瑛介

日本キックボクシング選手協会は、キックボクシング選手の権利の擁護等を行うことでキックボクシングという競技全体が発展することを目指して活動している任意団体です（選手全員を代表する強制加入団体とは異なります）。当選手協会は、貴社に対し、次のとおり申入れを行います。

貴社が昨日発売した週刊文春8月3日号において、【「娘はキックボクサーに撲殺された」遺族の告白】という見出しの記事が掲載されています。

この見出しは、「キックボクサー」という言葉を用いていることから、読者に対し、キックボクシングのプロ選手が犯行を行ったとの印象を与えるものになっています。

本記事には、被疑者である人物がキックボクシングのジムに通っていたことが記載されていますが、同人のプロ選手としての活動の有無については記載されておりません。また、当選手協会としても、同人がプロ選手として活動をしていたことは確認できておりません。

この見出しは、読者に事実と異なる印象を与えている可能性があるだけでなく、キックボクシングのプロ選手及びキックボクシング業界全体のイメージを誤った方向に誘導してしまう可能性があります。

つきましては、同事件の報道において、プロ選手としての活動に関する事実の確認を行わずに「キックボクサー」という言葉を用いないこととしていただくようお願いいたします。また、今後、同種の事件が発生した場合にも、同様の配慮をしていただくようお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

以上